

9. 若年性認知症患者に対する支援策について

厚生労働省では平成21年3月に「若年性認知症の実態と対応の基盤整備に関する研究」の調査結果の概要を発表しました。

全国における若年性認知症患者数は、3万7千8百人、発症年齢は51歳と推計されました。一方、介護家族に対する生活実態調査の結果によれば、家族介護者の約6割が抑うつ状態にあると判断され、発症後7割が収入が減ったとのことでした。

多くの介護者が経済的困難を訴え、若年性認知症に特化した福祉サービスや専門職の充実の必要性があると回答したとのことでもあります。

実際、若年性認知症疾患を持つ家族の方は、働き盛りに発症するため、経済的に困難になるばかりか、施設介護を望んでも、年齢が若いため介護が大変になるなどの理由で受け入れ先も見つけにくい状況であり、一方平均寿命までの長い年月を考えると老人性認知症に増して大変な状況であります。

厚生労働省による若年性認知症に関する対策は医療的な支援、経済的な支援、助成金の支給、介護保険サービスによる支援などがありますが、制度が未熟であることからその実態調査が必要と考えます。

そこで、質問いたします。本市における若年性認知症患者の実態をどのように把握していますか。また今後支援策としてどのようなことが考えられるでしょうか。